

現行の減収補填措置の一覧

根拠法	議員立法	創設年度	対象事業等	財政力要件	取得価額要件	対象措置		対象税目			国税の特別償却
						課税免除	不均一課税	事業税	不動産取得税	固定資産税	
過疎法	○	S45	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業等	—	2,700万円超	○	○	○	○	○	○
沖縄振興法	○	S48	製造業等	—	1,000万円超	○	○	○	○	○	○
奄美振興法	○	H11	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業等	—	500万円～ 2,000万円超	○	○	○	○	○	○
離島振興法	○	H5	製造業、旅館業、 情報サービス業等	—	500万円～ 2,000万円超	○	○	○	○	○	○
半島振興法	○	S61	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業等	—	500万円～ 2,000万円超		○	○	○	○	○
山村振興法	○	H3	地域資源を活用する製造業、 農林水産物等販売業	都道府県0.47未満 市 町 村0.49未満	500万円～ 1,000万円超		○		○	○	○
原発地域振興法	○	H13	製造業、道路貨物運送業、 倉庫業、こん包業等	—	2,700万円超		○	○	○	○	
水源地域対策特措法	○	H7	製造業、旅館業	市 町 村0.72未満	2,700万円超		○			○	
地域未来投資促進法 (旧：企業立地促進法)		H19	業種限定なし	都道府県0.52未満 市 町 村0.67未満	1億円超 農林漁業は 5,000万円超	○	○		○	○	○
地域再生法	移転型	H27	企業の本社機能の東京23区からの移転	都道府県0.85未満 市 町 村0.93未満	3,800万円超 中小企業は 1,900万円超	○	○	○	○	○	○
	拡充型		地方にある企業の本社機能の強化	都道府県0.47未満 市 町 村0.74未満			○		○	○	○